

各務原市体育振興会連絡協議会規約

第1章 名称

第1条 本会は各務原市体育振興会連絡協議会という。

第2章 事務所

第2条 本会は事務所を各務原市スポーツ課内に置く。

第3章 目的

第3条 本会は体育・スポーツの振興に努めると共に、市民の体力の維持増進と市民相互の親睦を図り、健全な社会の発展に寄与することを目的とする。

第4章 事業

第4条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体相互の連絡調整及び情報交換
- (2) 各校区体育振興会に交付される補助金額の検討

第5章 組織

第5条 本会は市内の各校区体育振興会の会長をもって組織する。
各校区体育振興会の会長は理事となる。

第6章 役員

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

第7条 役員を選出および任期は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は理事の互選による。
- (2) 役員任期は1ヶ年とする。

第7章 その他

第8条 この規約に定めていない事項及び改正については、会長が理事にはかってこれを決める。

附 則 本規約は昭和53年5月2日より施行する。

平成8年5月14日一部規約改正

平成13年5月15日一部規約改正

平成17年5月20日一部規約改正